

第 6 号

発行日
2022. 7. 14

*Super
Highway*
JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

JR東労組バス関申第 2 号

「労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく
時間外及び公休日の労働に関する協定」
等に関する申し入れ

7月12日に標記の件について、鹿嶋支店においてJR東労組組合員が過半数を占めることから、会社へ申し入れを行ないました。

記

1. 2021年度ならびに2022年度4月から6月期までの一人当たりの業種別・箇所別の勤務実績、及び労働時間の最高値・平均値・平均年齢を明らかにすること。
2. 2021年度年次有給休暇の系統別平均付与日数・平均取得・未取得日数を明らかにすること。
3. 2022年7月1日現在の箇所別要員過欠について明らかにすること。また、要員配置等による課題を解消すること。
4. 2022年度の退職予定者数と今後の採用計画について明らかにすること。
5. 鹿嶋支店において、コロナ禍の中で乗務員数名が退職していることから、この先に業務量が戻った際の要員不足に対する対策を明らかにすること。
6. ダイヤ改正・新規路線開業・業務量調整・路線の業務移管や廃止等は、休日労働・拘束時間削減・時間外労働削減の議論と連動することから JR東労組バス関東本部への提案事項とすること。
7. 東京支店において鹿嶋支店の金庫精算業務をすることで、休憩時間が短縮され食事時間や休息が十分に取れない事象も発生していることから、鹿嶋支店で金庫精算が出来るよう精算機を設置すること。
8. 安全衛生委員会等の開催状況を明らかにすること。また、職場における労働者の安全と健康確保のため安全衛生委員会等を最大限活用し、審議内容についても社員説明の場などにおいて、丁寧に職場周知を行うこと。
9. 2022年度事業計画の実施や、激甚化する災害対応等においても、適切な労働時間管理と要員配置を行う必要があるため、勤務実績や要員過欠状況等を基にした検証議論を行うこと。

以上